

全国厚生労働関係部局長会議資料

政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

目 次

I.統計関係

- 令和4年度政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）事業計画（統計関係） ・ 2
- 令和4年度実施の主な厚生統計調査 ・ ・ ・ ・ ・ 3
- 令和4年度実施の主な労働統計調査 ・ ・ ・ ・ ・ 7
- 調査票情報等の適正な管理 ・ ・ ・ ・ ・ 9
- 調査票情報の二次利用 ・ ・ ・ ・ ・ 10

II.情報政策関係

- デジタル庁の設置と新重点計画の策定について ・ ・ ・ ・ ・ 12

III.その他参考資料

- 令和4年度政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）歳出予算案概要 ・ ・ 35



I .統計関係

令和4年度政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）事業計画（統計関係）

	事業名		
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	労働統計関係
令和4年 2月下旬 ～3月	全国厚生統計主管課担当者会議		
5月上旬		定期的提供(令和2年社会福祉施設等調査)	
5月	第12回21世紀出生児縦断調査(平成22年5月出生児)		労使関係総合調査等に関する事務打合せ会議
6月	社会医療診療行為別統計		毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議
6月下旬	国民生活基礎調査(世帯票、健康票、介護票) 定期的提供(令和2年医療施設(静態・動態)調査・病院報告)	国民生活基礎調査等地区別事務打合せ会議(動画配信)	
7月上旬	定期的提供(令和2年度地域保健・健康増進事業報告)	定期的提供(令和2年介護サービス施設・事業所調査) 国民生活基礎調査(所得票、貯蓄票)	雇用動向調査(上半期) 労働組合基礎調査 労使間の交渉等に関する実態調査 労働災害動向調査(総合工事業調査(上半期)) 賃金構造基本統計調査
7月下旬	定期的提供(令和2年患者調査)		賃金引上げ等の実態に関する調査
8月			毎月勤労統計調査(特別調査)
9月～11月	厚生労働統計地区別講習会		
10月上旬	定期的提供(令和3年人口動態調査)	社会福祉施設等調査 介護サービス施設・事業所調査	雇用の構造に関する実態調査(派遣労働者実態調査)
10月			
11月	第11回21世紀成年人者縦断調査(平成24年成年人者) 第18回中高年者縦断調査		労働安全衛生調査(実態調査)
	全国統計大会		
12月下旬	定期的提供(令和3年医療施設(動態)調査・病院報告)		
令和5年 1月			雇用動向調査(下半期) 労働災害動向調査(事業所調査) 労働災害動向調査(総合工事業調査(下半期)) 就労条件総合調査
2月下旬 ～3月	全国厚生統計主管課担当者会議		

(注1) 上記のほか、年間を通じて実施する調査等として、厚生統計調査等では人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、福祉行政報告例、介護給付費等実態統計、労働統計調査では毎月勤労統計調査、労働争議統計調査、労働経済動向調査がある。

(注2) 地方公共団体に協力を依頼している調査については、**太字**としている。

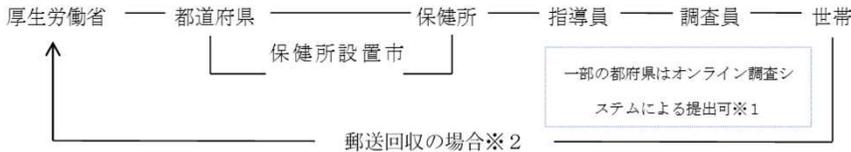
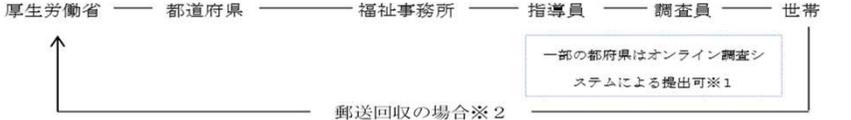
(注3) 厚生統計調査地区別事務打合せ会議については、今後開催しない。

(注4) 本事業計画については、新型コロナウイルス感染症対策のため、変更する可能性がある。

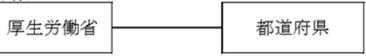
令和4年度実施の主な厚生統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
人口動態調査	<p>○調査内容 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の状況について、性・年齢・地域別等に把握。 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業との関連を把握。</p> <p>○調査時期：毎月</p> <p>○調査方法 オンライン・郵送 (調査経路)</p> <p style="text-align: center;"> 市区町村 ——— 保健所 ——— 都道府県 ——— 厚生労働省 └─── 保健所を 設置する市・特別区 ───┘ </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口推計（総務省）、将来推計人口（厚生労働省）、生命表（厚生労働省）などの他調査で利用 ・厚生労働白書、子供・若者白書、自殺対策白書、高齢社会白書、男女共同参画白書等各種白書作成のために利用 ・国際連合「人口統計年鑑」、経済協力開発機構「ヘルスデータ」等国際比較のために利用（出生数・合計特殊出生率・死亡数・死因等） ・健康日本21（第二次）の数値目標の設定や達成状況の把握などのために利用（75歳以上の年齢調整死亡率、脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率、自殺による死亡率、低出生体重児の割合）
医療施設調査	<p>○調査内容 病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。</p> <p>○調査時期： ・静態調査 3年周期（10月1日現在）（今年度未実施（次回は令和5年）） ・動態調査 毎月（開設・変更等のあった都度）</p> <p>○調査方法 ・静態調査 オンライン・郵送 ・動態調査 オンライン (調査経路)</p> <p style="text-align: center;"> 静態調査：厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 保健所 ——— 医療施設 └─── 保健所設置市 ───┘ ・特別区 </p> <p style="text-align: center;"> 動態調査：厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 病院・診療所 └─── 指定都市 ——— 病院・診療所 └─── 保健所設置市（指定都市を除く） ——— 診療所 ・特別区 </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会・検討会等の基礎資料として利用（社会保障審議会医療保険部会、特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会、医療計画の見直し等に関する検討会等） ・診療報酬改定検討の際の基礎資料として利用 ・患者調査、受療行動調査、医療経済実態調査等の調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供 ・都道府県で策定する医療計画のための基礎資料として利用 ・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成の基礎資料として利用

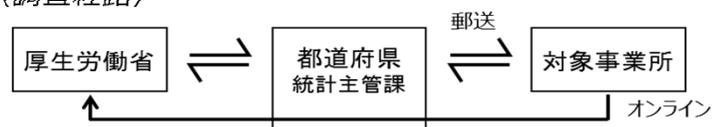
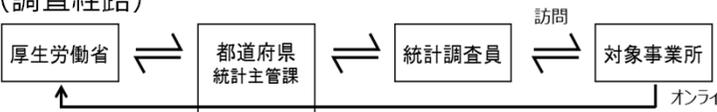
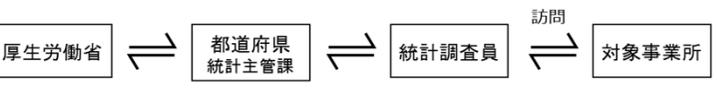
令和4年度実施の主な厚生統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
国民生活基礎調査	<p>○調査内容 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に把握。</p> <p>○調査時期 毎年（世帯票、健康票、介護票：6月） （所得票、貯蓄票：7月） ※3年ごとに大規模調査を実施、2022（令和4）年は大規模調査の実施年</p> <p>○調査方法 調査員調査 ※一部の都府県については、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムによる提出も可能。 ※面接できない世帯のみ郵送回収 ※コロナ禍における特例として、2022（令和4）年調査では、郵送回収の要件を緩和する予定</p> <p>（調査経路）</p> <p>・世帯票、健康票、介護票</p>  <p>・所得票、貯蓄票</p>  <p>※1 一部の都府県とは、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府である。 ※2 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。 ただし、令和4年調査においては、特例として、訪問回数を目安は3回とする。また、面接できたものの、調査員が回収するのが困難な場合は、郵送回収とする。</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策に関する大綱における指標として利用（子供の貧困率、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率） ・低所得者対策の基礎資料として利用（相対的貧困率） ・健康日本21（第二次）の評価指標として利用（がん検診の受診率、足腰に痛みのある高齢者の割合、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合等） ・第3期がん対策推進基本計画の評価指標として利用（がん検診の受診率） ・男女共同参画推進基本計画（第5次）の成果目標として利用（子宮頸がん検診、乳がん検診受診率） ・循環器病対策推進基本計画の基礎資料として利用（介護が必要となった主な原因の脳血管疾患と心疾患の割合）

令和4年度実施の主な厚生統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
社会福祉施設等調査	<p>○調査内容 全国の社会福祉施設等の数、在所者及び従事者の状況等を把握。</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 郵送・オンライン</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票:  </p> <p>詳細票:  </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保対策等の基礎資料として利用（従事者数） ・障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策、障害福祉サービス報酬改定を検討する際の基礎資料として利用（従事者数）
介護サービス施設・事業所調査	<p>○調査内容 全国の介護保険施設・介護サービス事業所の数、定員、サービスの提供状況及び従事者数等を把握。</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 郵送・オンライン</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票:  </p> <p>詳細票・利用者票:  </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会介護給付費分科会資料 ・介護報酬改定に係る基礎資料 ・社会保障・税一体改革に係る基礎資料

令和4年度実施の主な労働統計調査

調査名	調査内容・調査方法	利活用例
<p>毎月勤労統計調査</p>	<p>○調査内容 常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握、1～4人雇用する事業所については毎年7月の状況を把握。</p> <p>○調査時期 ・全国及び地方調査：毎月 ・特別調査：8月1日～9月10日</p> <p>○調査方法 ・常用労働者を30人以上雇用する事業所 郵送</p> <p>(調査経路)</p>  <p>・常用労働者を5人以上30人未満雇用する事業所※1 調査員</p> <p>(調査経路)</p>  <p>・常用労働者を1人以上5人未満雇用する事業所※2 調査員</p> <p>(調査経路)</p>  <p>※1. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送調査が可能。</p> <p>※2. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送・オンライン調査が可能。(令和3年～)</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、きまって支給する給与を利用 ・月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の前年同月比等を利用

令和4年度実施の主な労働統計調査

調査名	調査内容・調査方法	利活用例
労使関係総合調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査内容 労働組合数、組合員数等の状況を把握する労働組合基礎調査と毎年テーマを変えて行う実態調査（令和4年は労使間の交渉等に関する実態調査）を実施。 ○調査時期 毎年7月 ○調査方法 郵送・オンライン・都道府県労政主管課及び都道府県労政主管事務所 <p>（調査経路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合基礎調査 厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — （都道府県労政主管事務所） — 労働組合 ・労使間の交渉等に関する実態調査 厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — （都道府県労政主管事務所） — 労働組合 	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用例 ・労働組合法、労働関係調整法等に基づく業務を行う上での基礎資料として利用 ・厚生労働白書（社会の実態や厚生労働省の施策について国民に周知する刊行物）において、「安定した労使関係の形成等」として定期的に使用
労働争議統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査内容 我が国における労働争議の状況を調査。 ○調査時期 毎月 ○調査方法 郵送・オンライン <p>（調査経路）</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 — 都道府県労政主管課 	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用例 I L O（国際労働機関）への数値提供、政府の委員会・懇談会における議論の基礎資料、白書の執筆資料

調査票情報等の適正な管理

○調査票情報等の漏えい等事故が発生した場合の対応

- 地方公共団体において、国が実施する統計調査の調査票情報等※の漏えい等事故（紛失なども含む）が発生した場合は、速やかに調査実施担当課室へ事案内容を報告してください。

※調査票原票の他、調査対象名簿など調査対象の識別が可能な書類も含まれます。

- 漏えい等事故については、統計法令及び「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、当省から総務省へ報告する必要がありますので、当該事案内容の報告については遺漏無きようお願いいたします。

なお、上記ガイドラインの内容につきましては、調査票情報等を取り扱う全ての者が遵守すべきものとなっています。地方公共団体のご担当者におかれましては、ガイドラインに基づく調査票情報等の適正管理及び、漏えい等事故防止のために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

※ガイドラインの内容については https://www.soumu.go.jp/main_content/000616556.pdf 参照。

調査票情報の二次利用

政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）で実施した統計調査については、調査結果を公表後、地方公共団体において

- ①統計の作成
- ②統計的研究（誤差計算や回帰分析など）
- ③統計を作成するための調査に係る名簿の作成

を行う場合であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている場合には、統計法第33条第1項第1号の規定に基づく手続きを行えば調査票情報の二次利用が可能です。

報告者負担を軽減するため、地方公共団体が当局で調査した項目との重複を排除して調査を実施し、統計を作成する際に当該項目を利用する場合もこの制度の対象となります。

審査基準等については、「調査票情報の提供に関する利用申出手引」を参照いただくとともに、利用を希望される場合は、事前相談対応窓口（政策統括官付参事官付審査解析室）までお問い合わせください。

特に、保健所で保存している出生小票又は死亡小票（人口動態調査に係る調査票情報）を利用する場合も、必要な手続きを行ったうえでご利用ください。

利用申出手引：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/dl/manual.pdf>

事前相談窓口：政策統括官付参事官付審査解析室

03-5253-1111 内線7347（厚生関係） 内線7384（労働関係）

Ⅱ. 情報政策関係

デジタル庁の設置及び新重点計画の策定について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性向上**を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の**基幹系情報システム**について、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、**デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置**することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣にデジタル庁を設置

2. デジタル庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務

・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

(2) 分担管理事務

・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進

・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用にすること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理

・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務

・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等

・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進

・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

3. デジタル庁の組織

(1) **デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。**

(2) **内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。**

(3) **副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。**

(4) 全国務大臣等を議員とする、**デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。**

4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

デジタル社会推進会議：デジタル庁設置法に基づき、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進及びデジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整を行う。

デジタル社会推進会議

設置根拠：デジタル庁設置法第14条及び第15条
議長：内閣総理大臣
副議長：内閣官房長官、デジタル大臣
構成員：各府省の大臣等

デジタル社会の形成のための施策を推進

デジタル社会推進会議幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議議長決定
議長：デジタル監
構成員：各府省の官房長級

デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等

副幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議幹事会決定
議長：デジタル庁統括官
構成員：各府省の審議官級

総合的な検討（重点計画等）

デジタル社会構想会議

設置根拠：デジタル大臣決定
構成員：有識者

個別テーマの検討

データ戦略 推進WG

設置根拠：デジタル社会推進会議
議長決定
議長：総理大臣補佐官
構成員：有識者11名
行政機関職員

マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

設置根拠：デジタル大臣決定
議長：デジタル審議官
構成員：有識者5名
行政機関職員

※その他、必要に応じ、随時会議体を設置。

（例えば、港湾や道路交通(ITS)分野については、旧体制下で、有識者や関係省庁からなる会議を開催して施策を推進しており、引き続き開催する方向。）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）の概要

第2回デジタル社会推進会議
（令和3年12月24日）資料より一部改変

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

実現のための6つの方針

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

※Data Free Flow with Trust

実現に向けての理念・原則

誰一人取り残されないデジタル社会の実現
→誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受

デジタル社会形成のための基本原則
→10原則（デジタル改革基本方針）

①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則）
デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ

BPRと規制改革の必要性
※Business Process Reengineering
クラウド・バイ・デフォルト原則

デジタル化の基本戦略

デジタル臨時行政調査会
デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認

デジタル田園都市国家構想実現会議
デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援

国際戦略の推進
DFFT/諸外国デジタル政策
関連機関との連携強化
サイバーセキュリティ/
個人情報保護/サイバー犯罪

包括的データ戦略の推進
トラスト/ベース・
レジストリ/オープンデータ
デジタル産業の育成
ベンチャー・中小企業等の育成

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化

- ・ 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化
（ワクチン接種証明書のスマホ搭載/公金受取口座登録開始及び行政機関による利用）
- ・ マイナンバー制度の利活用の推進
（情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化）
- ・ マイナンバーカードの普及及び利用の推進
（健康保険証利用のための環境整備/R6年度末に運転免許証との一体化/ユースケース拡充）
- ・ 公共フロントサービスの提供等
（ワンストップサービスの推進）

暮らしのデジタル化

- ・ 準公共分野のデジタル化の推進等
（健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/
教育（校務のデジタル化/教育データ利活用）/
防災/こども/モビリティ/取引）

産業のデジタル化

- ・ 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組
（電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/
GビズID/e-Gov）
- ・ 中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援）
- ・ 産業全体のデジタルトランスフォーメーション
（DX認定制度/DX銘柄選定/DX投資促進税制/
サイバーセキュリティ強化）

デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・ 国の情報システムの刷新
（重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備）
- ・ 地方の情報システムの刷新
（標準化基本方針の策定等）
- ・ デジタル化を支えるインフラの整備
（5G/光ファイバ/海底ケーブル/データセンター/半導体）
- ・ デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）

デジタル社会のライフスタイル・人材

- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換
（テレワーク/シェアリングエコノミー）
- ・ デジタル人材の育成・確保
（プログラミング必修化/リカレント教育）

マイナンバー制度における情報連携について

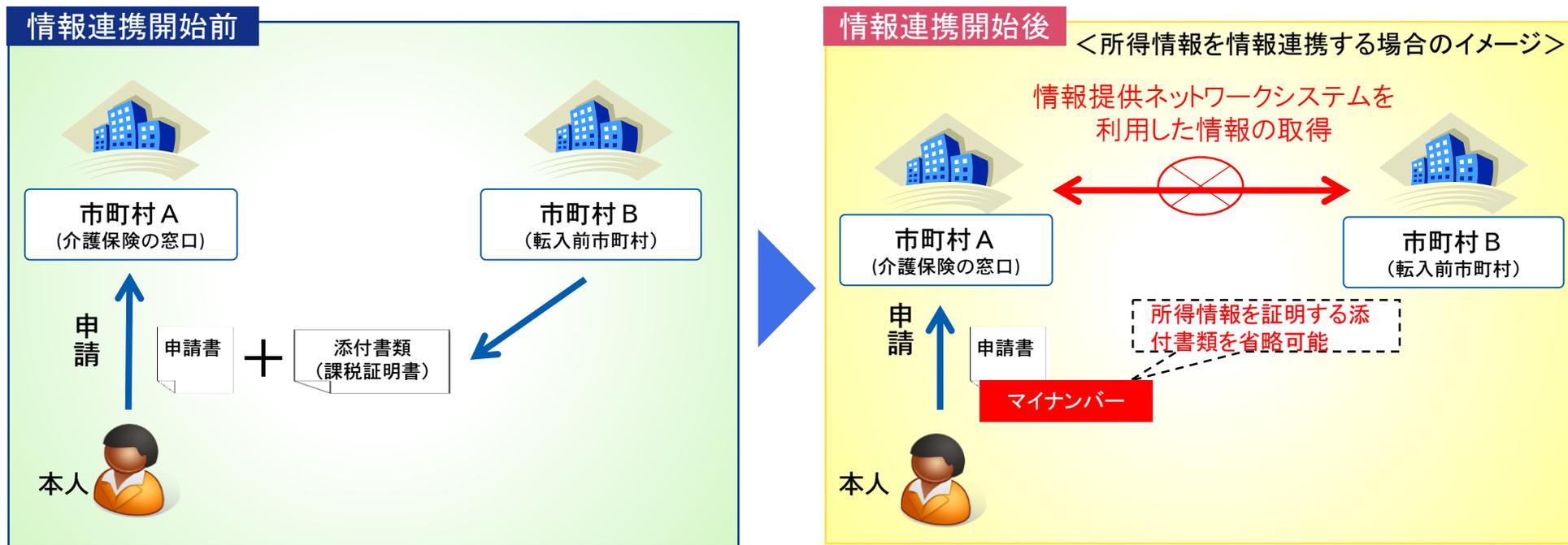
○ マイナンバー制度における情報連携とは

「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。平成29年11月13日以降本格運用が開始され、各種の手続きを行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となった（下図参照）。

○ データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトは、制度改正等に伴い改版を行うため、情報連携を行う機関において原則年に1回、レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要。令和3年度では、厚生労働省関係事務手続において、約1600の事務手続で情報連携の本格運用が開始されている。

【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

1. 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会

2. 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書	国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票
		年金振込通知書			課税証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書	国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書
		年金証書			
障害者・児、難病患者に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法) (難病の患者に対する医療等に関する法律)	都道府県・市町村	年金額改定通知書	3. 年金関係事務以外の情報照会		
		年金振込通知書			
精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・政令指定都市	年金証書	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
		年金振込通知書	国保保険者に対する高額療養費等の支給申請 (適用区分の確認) (国民健康保険法)	市町村・国民健康保険組合	課税証明書
健康保険組合管掌健康保険の被扶養者認定の申請 (健康保険法) (国家公務員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (私立学校教職員共済法)	健康保険組合・国家公務員共済・地方公務員共済・私学共済	年金額改定通知書	予防接種の実施・実費徴収 (予防接種法)	都道府県・市町村	予防接種の実施に関する情報
		年金振込通知書			課税証明書
年金たる保険給付の支給申請 (労働者災害補償保険法)	厚生労働大臣 (労働基準監督署)	年金額改定通知書	高額障害福祉サービス等給付費の支給申請 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	市町村長	住民票
		年金振込通知書			課税証明書

データ標準レイアウト関係のスケジュール（令和4年1月時点）

- ① データ標準レイアウト（令和4年6月向け）
 - 新規特定個人情報分・メジャー改版分の副本登録及び機関間試験 : 令和4年4月～
 - 改版の施行 : 令和4年6月20日頃
- ② データ標準レイアウト（令和5年6月向け）
 - ベータ版公開・意見募集開始 : 令和4年3月～
 - 正式版公開 : 令和4年6月30日頃

データ標準レイアウト関係のスケジュール

	令和4年												令和5年			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①令和4年6月向け				▲ 新規特定個人情報分・ メジャー改版分の副本登録			▲改版の施行									
②令和5年6月向け			▲ベータ版公開 ・意見募集開始				▲公開									

スケジュールの詳細については、関係府省間で調整中。

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定（※第4回会議）

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承（※第5回会議）

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)
一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)
「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、
「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進
国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画
カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において
交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を发出)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組
関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報
様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降 各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画
より一部改変（令和3年12月24日閣議
決定）

※①～⑭が厚労省所管

	実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民 が保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	
医療関係	①健康保険証	健康保険証利用を可能とするオンライン資格確認の本格運用(令和3年10月～)	本格運用		
	②薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報	マイナポータルでの①薬剤情報、②特定健診等情報及び③医療費通知情報の提供開始(①②は令和3年10月～、③は11月～)	マイナポータルでの薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報の提供		
	③患者の利便性向上	先行事例の実証(令和2年3月)	実証	モデル事業・横展開といった進捗状況に応じた対応	
	④処方箋の電子化	・電子処方箋ガイドラインの改定実施(令和2年4月) ・お薬手帳との連携(令和3年10月)	システム開発・構築等	本格運用(令和5年1月～)	
	⑤生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査実施(令和2年7月、10月)	地方との協議	環境整備・システム開発 マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上	本格運用
	⑥介護保険被保険者証		被保険者証そのものの在り方について見直し方策を検討し、保険者等の関係者と合意	環境整備・システム開発	本格運用
	⑦PHR(Personal Health Record)健康診断の記録		自治体システム改修等	自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)についてマイナポータルでの提供開始 特定健診情報のマイナポータルでの提供開始 ※特定健診情報として提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、システム整備等でき次第保険者を経由して、順次マイナポータルでの提供開始予定 薬剤情報のマイナポータルでの提供開始 手術等の情報のマイナポータルでの提供開始	
⑧母子健康手帳	乳幼児等健診のマイナポータルでの提供(令和2年6月～)	乳幼児等健診のマイナポータル閲覧			
就労関係	⑨ハローワークカード		システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携/マイナンバーカード活用準備	本格運用	
	⑩ジョブ・カード	ジョブ・カードの情報を登録する新規サイトの基本方針検討実施(令和2年12月)	新規サイトの設計開発試行運用	本格運用(マイナポータルとの連携開始)	
	⑪技能士台帳	システム整備準備(～令和2年6月)	システム整備 ※	マイナポータル閲覧	

	実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民 が保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)
就労関係	⑫安全衛生関係各種免許		システム整備 ※	マイナポータル閲覧
	⑬技能講習修了証明書	データベース拡充(継続して実施)	システム整備 ※	マイナポータル閲覧
	建設キャリアアップカード		マイナンバーカードの利用環境整備	マイナポータルとの連携
	在留カード	検討	法案提出	一体化に向け必要な措置を実施
	教員免許状		運用開始	
各種証明書等関係	大学の職員証、学生証	モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知	国立大学法人の中期目標・中期計画への反映	
	⑭障害者手帳		障害者手帳情報のデジタル化等の推進	インターネット予約対応
	e-Tax等	マイナポータルとの連携開始(年末調整:令和2年10月、確定申告:令和3年1月)	年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定	
	タスポカード	業界団体等における開発・導入の検討状況についてヒアリングを実施	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等における開発・導入を検討	自販機に順次導入
	社員証等		事業者向け周知・広報	進捗状況等に応じた対応
公共サービス	運転経歴証明書		運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付	
	マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証明書の在り方の検討		マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証明書の在り方の検討	検討内容に応じた対応
公共サービス	利用拡大の推進 ・公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共団体発行カード		先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及	進捗状況等に応じた対応

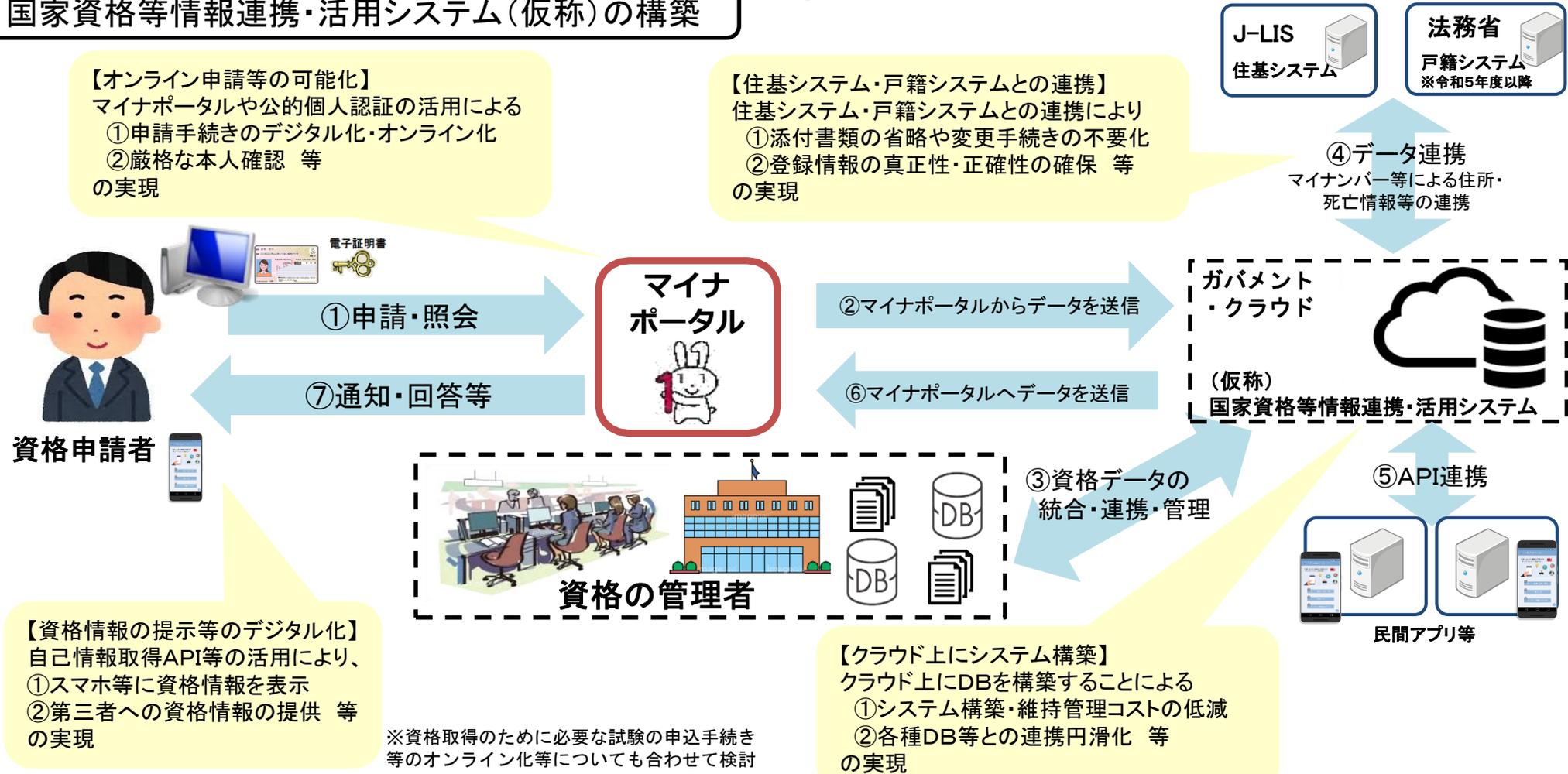
※「(仮称)国家資格等管理システム」(令和6年度に運用を開始見込み)において整備予定

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



データヘルス改革の意義について

これまで、健康・医療・介護分野のデータが分散し、相互につながっていないために、必ずしも現場や産官学の力を引き出したり、患者・国民がメリットを実感できる形とはなっていなかった。

健康・医療・介護分野のデータの有機的連結や、ICT等の技術革新の利活用の推進を目指す
(データヘルス改革)

国民の健康寿命の更なる延伸

効果的・効率的な医療・介護サービスの提供

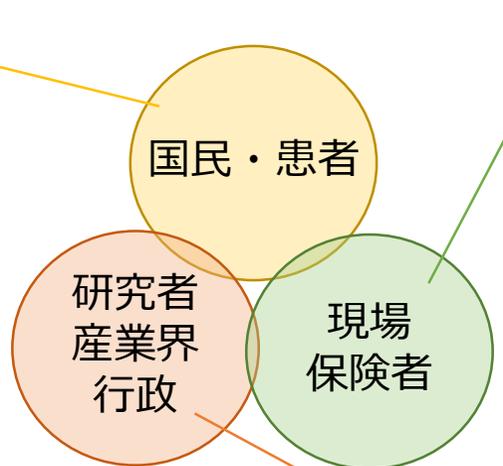
(具体例)

- 現状、がんの原因遺伝子がわからない場合や、原因遺伝子がわかっても対応する医薬品が存在しない場合も…

原因遺伝子等の解明が進み、それに基づいて新たな診断・治療法が開発・提供される可能性

- 現状、健診結果や医療情報を本人が有効活用できるようになっていない場合も…

自身の情報をスマホ等で簡単に確認し、健康づくりや医療従事者とのコミュニケーションに活用



- 現状、カルテ入力が医療従事者の負担になっている場合も…

AIを活用し、診察時の会話からカルテを自動作成、医師、看護師等の負担を軽減

- 現状、保健医療・介護分野のデータベースを研究に十分に活かしていない場合も…

民間企業・研究者がビッグデータを研究やイノベーション創出に活用

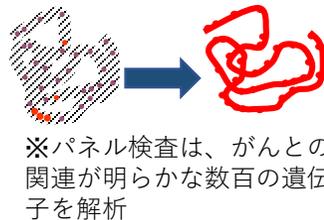
- データヘルス改革で実現を目指す未来に向け、「国民、患者、利用者」目線に立って取組を加速化。
- 個人情報保護やセキュリティ対策の徹底、費用対効果の視点も踏まえる。

ゲノム医療・AI活用の推進

- 全ゲノム情報等を活用したがんや難病の原因究明、新たな診断・治療法等の開発、個人に最適化された患者本位の医療の提供
- AIを用いた保健医療サービスの高度化・現場の負担軽減

【取組の加速化】

- ・ 全ゲノム解析等によるがん・難病の原因究明や診断・治療法開発に向けた実行計画の策定
- ・ AI利活用の先行事例の着実な開発・実装



自身のデータを日常生活改善等につなげるPHRの推進

- 国民が健康・医療等情報をスマホ等で閲覧
- 自らの健康管理や予防等に容易に役立てることが可能に

【取組の加速化】

- ・ 自らの健診・検診情報を利活用するための環境整備
- ・ PHR推進のための包括的な検討



医療・介護現場の情報利活用の推進

- 医療・介護現場において、患者等の過去の医療等情報を適切に確認
- より質の高いサービス提供が可能に

【取組の加速化】

- ・ 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進と、運用主体や費用負担の在り方等について検討
- ・ 電子カルテの標準化推進と標準規格の基本的な在り方の検討



データベースの効果的な利活用の推進

- 保健医療に関するビッグデータの利活用
- 民間企業・研究者による研究の活性化、患者の状態に応じた治療の提供等、幅広い主体がメリットを享受

【取組の加速化】

- ・ NDB・介護DB・DPCデータベースの連結精度向上と、連結解析対象データベースの拡充
- ・ 個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報連結の仕組みの検討



データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部資料
(令和3年6月4日)

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザインターフェイス）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報							
	乳幼児健診・妊婦健診	●	マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）					
	特定健診		●	マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）				
	事業主健診（40歳未満）		法制上の対応・システム改修		●	マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）		
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診		データ標準化、システム要件整理	システム改修	●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）		
	学校健診（私立等含む小中高大）		標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修	システム整備でき次第、随時提供開始		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～） ※2024年度中に全国の学校で対応
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～） ※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用					
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備		ガイドライン整備	●	業界団体等と連携したより高い水準のガイドラインの整備	業界団体等と連携した第三者認証の立ち上げ	●	適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）
	より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討			マイナポータルの利便性向上に向けた取組	ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む）		●	検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～） ※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	レセプト・処方箋情報							
	薬剤情報 (レセプトに基づく過去の処方・調剤情報)	システム改修	●	マイナポータルで閲覧可能 (2021年10月～)				
	電子処方箋情報 (リアルタイムの処方・調剤情報)	システム要件整理	システム改修	●	マイナポータルで閲覧可能 (2022年夏～)			
	医療機関名等 手術・透析情報等 医学管理等情報	システム要件整理	システム改修	●	マイナポータルで閲覧可能 (2022年夏～)			
	医療的ケア児等の医療情報	●	MEIS本格運用開始 (2020年7月～)		電子カルテ情報の標準化等の流れを踏まえつつ、救急搬送時の活用等の運用状況を踏まえた改善等、システムのあり方を検討・対応 (順次)			
	電子カルテ・介護情報等							
	検査結果情報 アレルギー情報	技術的・実務的課題等を踏まえつつ、閲覧可能な情報の優先順位付けを検討		システム要件の整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度～)	
	告知済傷病名	技術的・実務的課題等を踏まえつつ、傷病名の告知状況を確認できる方法を検討		告知済傷病名提供の具体的仕組みを検討、システム要件の整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度～)	
	画像情報	技術的・実務的課題等を踏まえつつ、自身の健康管理に有用な観点からキー画像等画像情報の範囲や交換の仕組みを検討		システム要件の整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度～)	
	介護情報	CHASEフィードバック機能の開発	CHASE等の解析結果の利用者単位等のフィードバック (2021年度～)		CHASE等による自立支援等の効果を検証		●	次期システムの運用開始によるデータに基づく更なるフィードバック等 (2024年度～)
その他の情報			技術的・実務的な課題等を踏まえ、利用者や介護現場で必要となる情報の範囲や、全国的に介護情報を閲覧可能とするための仕組みを検討		システム要件の整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度以降順次～)
				技術的・実務的課題等を踏まえつつ、閲覧可能な情報の優先順位を行い、システム要件を整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2025年度以降順次～)	

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
医療・介護分野での情報活用の推進	医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み	患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、本人同意の上で、医療機関・介護事業所等でも閲覧可能とする仕組みを整備（2020年度以降順次～）				災害・救急時には、本人確認のみで情報を閲覧可能な仕組みを整備		
	医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化	すでに情報交換（画像情報・検査情報等）している医療機関など、準備が整っている機関では、下記にかかわらず共有開始	その他情報（自治体検診、予防接種歴、学校健診等）についても、2021年度中に国民に負担のかからない具体的な方策や開始時期についてIT室（デジタル庁）と共に調査検討し、結論を得る。	電子処方箋情報（リアルタイムの処方・調剤情報） 特定健診情報・薬剤情報（レセプトに基づく過去の処方・調剤情報）は 可	22年夏～閲覧 可	2021年10月～閲覧		
	介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化		異なる電子カルテシステムやPHRとデータ交換可能な技術基準に対応した仕組みの開発	医療機関NWへの組み込み	PHR等と共有する情報（画像情報等）の検討	システム要件の整理、システム改修等	システム稼働（2024年度以降順次～）	
	自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進	CHASEフィードバック機能の開発	事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進（2021年度～）	CHASE等による自立支援等の効果を検証	新たな情報収集システムに向けた更なるデータ項目の整理	次期システムの開発	次期システムの運用開始によるデータに基づく更なる科学的介護の実現（2024年度～）	
		<p>※ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。 科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）</p>						

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
医療・介護分野での情報利活用の推進	公衆衛生と地域医療の有機的連携体制の構築等		<ul style="list-style-type: none"> 必要な法改正を含め検討 新型コロナの自宅療養者に確実に往診・オンライン診療等が提供されるよう、必要な医療情報を関係者（保健所と医療機関等）間で共有する仕組みを構築（2021年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ以外の感染症についても同様の仕組みを検討・構築 		<ul style="list-style-type: none"> 全ての感染症について、有事を想定した保健所と医療機関の有機的連携体制の運用（2024年度～） 	
	その他		その他、関係者間での情報の共有や活用を通じて最適な医療・介護サービスの提供に資するよう、例えば、救急医療体制の一層の充実及び臓器提供意思の有無の効率的な確認のための取組について、地方自治体等の取組や技術的・実務的な課題等を踏まえつつ、対応のあり方を順次検討				
ゲノム医療の推進	「全ゲノム解析等実行計画」		<ul style="list-style-type: none"> 「全ゲノム解析等実行計画」を着実に推進し、全ゲノム解析等の成果を患者に還元するとともに、研究・創薬などに向けた活用を進め、新たな個別化医療等を患者に届けるための体制整備を進める（2020年～） 	<ul style="list-style-type: none"> 新規患者、およびバイオバンクや解析拠点に検体が保存されており、全ゲノム解析等の成果の還元が可能と考えられる患者について、全ゲノム解析等の成果を当該患者の診療に活用する。（2021年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> 全ゲノム解析等の結果を当該患者の診療に活用する医療機関を増加させる。（2022年度～） 		
基盤の整備	審査支払機関改革 (支払基金・国保連共通)		<ul style="list-style-type: none"> 支払基金・国保連において、データヘルス関係業務を順次拡大。まず、マイナンバーカードを保険証として利用可能とする仕組みの運用（オンライン資格確認業務）を開始（順次拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> 支払基金の審査支払新システム稼働（2021年9月～） 	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータチェックによる審査の9割完結（新システム稼働後2年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータチェックルールを保険医療機関等のシステムに取り込みやすいファイル形式で公開（2022年度～） 	
			<ul style="list-style-type: none"> 両機関のコンピュータチェックルール全国統一 各機関の審査基準全国統一の検討一巡（統一完了までに要する期間は2022.10までに確定） 				
			<ul style="list-style-type: none"> クラウド化及び受付領域の支払基金と国保連の共同利用を実現する更改（国保総合システム） 			<ul style="list-style-type: none"> 更改後の国保総合システム稼働（2024年4月～） 	
			<ul style="list-style-type: none"> 審査・支払領域の支払基金と国保連の共同利用を実現する共同開発（デジタル庁と連携） ※ 支払領域等の共同利用については、審査領域とは別に、早急に費用対効果を含めた検証を行い結論を出す ※ 審査支払システムの基盤としてGov-Cloud（仮称）の利活用の可能性も検討する 				
			<ul style="list-style-type: none"> 支払基金において、在宅審査について2021-22年度に審査の質等を検証の上、審査事務機能を集約する2022年度中を目途に導入、順次拡大 審査事務機能を全国14か所に集約（2022年10月）。うち、10年間を目途に設置する4つの分室は、デジタル化、働き方改革の一層の進展等を踏まえ、速やかな廃止を含め検討 				
	<ul style="list-style-type: none"> 審査支払業務の平準化に関連し、コロナ禍も踏まえた、パンデミックや自然災害時等、医療機関等の緊急のキャッシュレスへの対応に関する継続検討 						

(注1) 国・独立行政法人・地方公共団体・準公共分野におけるシステム最適化と整合性を確保するとともに、サービスインの前倒しが可能なものは順次先行して対応していく。

(注2) 各事業の進捗状況に応じて随時工程の最適化を図る。

行政手続のオンライン化の推進等

当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議決定)より一部
改変

●行政手続のオンライン化の推進(「当面の規制改革の実施事項」本文P10)

- 法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。等
【可能な限り前倒しを図りつつ、令和7年までに措置】等
- 健康保険組合における法定帳簿、請求書及び領収書等の電磁的記録による保存について、適確かつ速やかに普及が図られるよう、健康保険組合の体制整備も含め検討を行い、必要な措置を講ずる。
【令和4年度末までに結論を得て、可能なものから順次措置】

●地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化(「当面の規制改革の実施事項」本文P11)

- 令和3年6月の規制改革実施計画を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う。等
【可能なものから順次措置】等

●性質上オンライン化が適当でない行政手続の検証(「当面の規制改革の実施事項」本文P13)

- 性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、少なくとも年間の手続件数が1万件以上の手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。
【速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置】

●行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進(「当面の規制改革の実施事項」本文P13)

- 令和3年度からオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始した事業(年間手続件数が10万件以上の行政手続を含む)について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。等
【引き続き措置】等
- 法務省及び厚生労働省は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく監査報告書の提出及び技能実習計画の認定申請について、令和3年度末まで実施されている調査研究の結果を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げについて、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
【令和3年度末まで実施されている調査研究の結果を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置】
- 主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格情報連携に関する管理システムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受検の申請、医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。【可能なものから順次措置】
- 年間手続件数が10万以上の行政手続であって、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、デジタル庁と対応方針を検討中の手続について、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
【可能なものから順次措置】
- 中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等について、令和3年度中の可能な限り速やかな時期に具体的な検討を開始するとともに、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
【令和3年度から取組を開始し、可能なものから順次措置】
- オンライン利用率の大胆な引上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用を含め、規制改革推進に関する答申(令和3年6月)Ⅱ6.(2)アの「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を整備するとともに、手続面におけるローカルルール廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。
【実施できていない府省については、速やかに措置】

●行政の手続におけるキャッシュレス化の推進(「当面の規制改革の実施事項」本文P6)

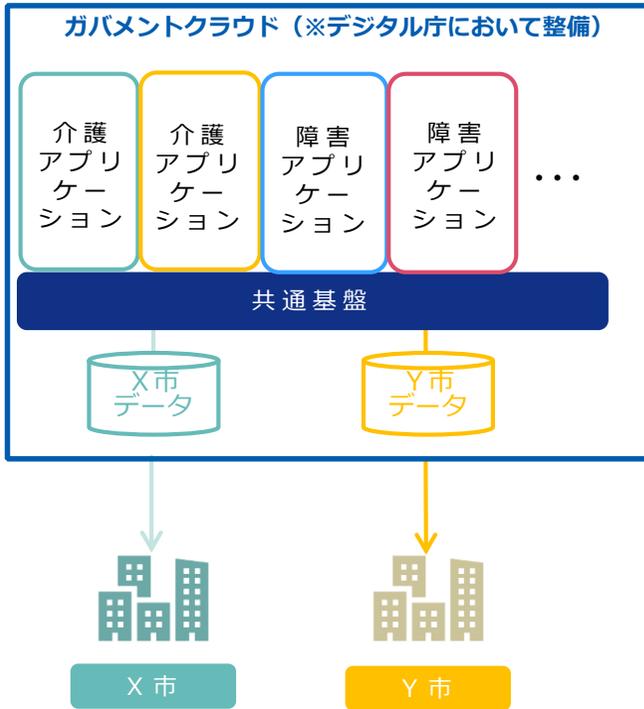
- 支払い件数が1万件以上の手続等についてオンライン納付に取り組む。等
【可能なものから速やかに措置】等

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議
(令和3年9月22日)資料より一部改変

地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上等を通じて住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

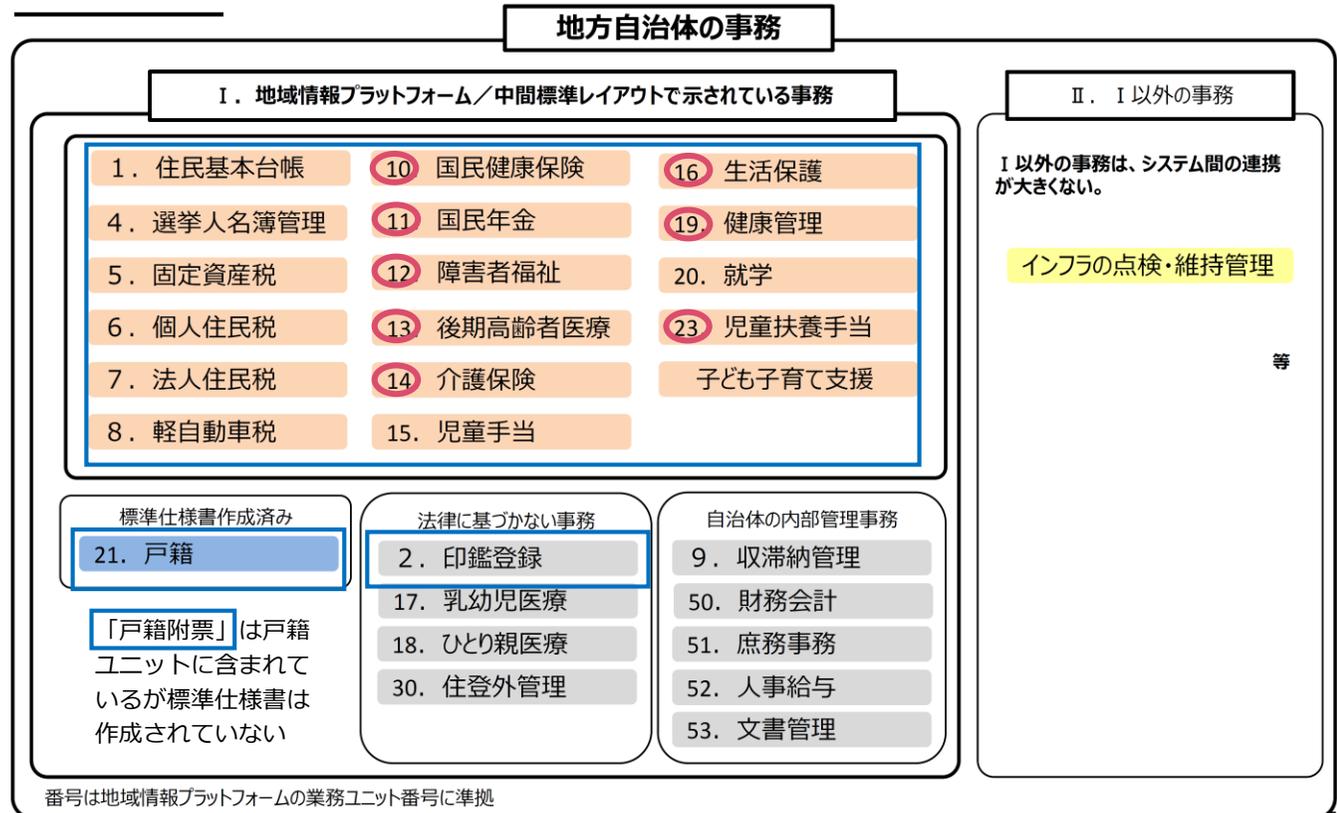
イメージ図



※各自治体は、標準化基準適合システムを選択可。

対象業務

※標準化対象事務は青枠。そのうち、厚生労働省関係は赤丸。



今後の標準仕様の策定スケジュール

2020年度			2021年度								2022年度									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
○住民記録システム						2.0版作成		住民記録・1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				1G・2Gとのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し			自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様の改定			
○第1グループ：介護、障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																				
5 標準仕様の案作成			6-1 自治体意見照会		6-2 関係ベンダ意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定		1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				第2Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様（各省検討事項）の改定	
○第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援																				
1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼）						1-2 検討会・WGの開催														
2-1 主要論点照会(関係ベンダ)			2-2 主要論点照会(自治体)			2-3 主要論点整理			2-4 主要論点検討				5 標準仕様（各省検討事項）の案の作成				6-1 自治体意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定	
3 業務フロー（BPMN）作成						4 機能要件の検討														
5-1 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映						5-2 自治体の規模による差も検討・調整														
6-2 関係ベンダ意見照会																				
○データ要件・連携要件の標準																				
課題整理 アウトプットイメージの作成				住民記録システムの案の作成				第1Gの案の作成				第2Gの案の作成				案の自治体・関係ベンダ意見照会			標準仕様の決定	

情報システムの整備及び管理の基本的な方針

デジタル庁作成資料より一部改変

新重点計画等で示した「目指す姿」に向けて、国・地方公共団体・独立行政法人等の**関係者が効果的に協働**できるように、特に情報システムの観点から重要な方針を示すもの。

政策

デジタル臨調

現在、方針検討中

全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に**デジタル原則**を共通の指針として策定

- デジタル完結・自動化原則
- アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）
- 官民連携原則（GtoBtoCモデル）
- 相互運用性確保原則
- 共通基盤利用原則

デジタル田園都市構想

現在、方針検討中

オープンなデジタル基盤の上に、相互に連携可能なサービス事業者を集め、**国・地方が一体となって、官民一丸となった取組**の実現を目指す

計画

新重点計画

国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示すもの。

- ・ 目指す姿の定義
- ・ 基本的な施策の明示

これを効果的に実施するため、**官民を挙げた人材の確保・育成**
新技術を活用するための調達・規制の改革
国民の利便性向上の前提として、**アクセシビリティの確保**
安全・安心の確保
研究開発・実証の推進
計画の検証・評価

包括的データ戦略（ベース・レジストリ/IDの整備/トラストの確保/DFFTの推進）
※分散管理でのデータ活用

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを提示ことができ、多様な幸せが実現出来る社会
誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化
デジタルを感觸しないデジタル社会

内容を更新

政府情報システムの管理等に関する考え方

整備方針

「目指す姿」を実現するために、**特に情報システムの整備と管理の観点**から関係者が協働するための重要な方針について記載する

- 国の行政機関 **国の情報システムの整備及び管理の基本的な方針**
- 地方公共団体 **地方公共団体の情報システムの整備及び管理の基本的な方針**
- 独立行政法人 **独立行政法人の情報システムの整備及び管理の基本的な方針**
- 準公共分野 **準公共分野の情報システムの整備及び管理の基本的な方針**

各関係者に重視してほしいこと

デジタル庁作成資料より一部改変

デジタル庁、各府省、地方公共団体、独立行政法人、準公共分野等の関係者が、効果的に連携してプロジェクトを推進できるように、以下のように取組を進める。

国の行政機関

(デジタル庁を含めた各府省)

政府情報システムの整備にあたっては、関係する分野の「標準」、「共通機能」の利用を原則とする。

※ 利用者視点での利便性や互換性等を重視した上で、個々のプロジェクトの状況を踏まえて利用方法を判断する(段階的導入等も視野)

※ デジタル庁は、個々のプロジェクトで実効的に適否を判断できるようにガイドライン等の整備を行う。

①、②システム^注については、重点的に「体制強化」と「ガバナンス」の対象とする。

③システム^注については整備・運用ともに各府省が担うが、重要なプロジェクトについては、デジタル庁が民間人材を派遣することで各府省を支援する。

地方公共団体

地方公共団体が情報システムを新たに構築する必要がある場合には、既に開発・利用されているアプリケーション等を最大限活用し、全体最適が図られることなく地方公共団体が各々に新たなシステムを構築することとならないよう、次の点に留意し、幅広く構築方式を検討する。

(1)国が提供する共通機能やアプリケーションを利用できないか。

(2)他の地方公共団体や地方公共団体情報システム機構等が提供するアプリケーションを共同で利用できないか。

(3)民間事業者が提供するアプリケーションを利用できないか。

独立行政法人

国、独立行政法人等の相互の連携を確保すること等を目的に、独立行政法人の情報システムの整備・管理について全体の状況を把握するため、令和4年度(2022年度)に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討を行う。

準公共分野

準公共分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている状況であるため、実施主体及びユーザー両方の視点からの全体像を整理する。

その上で、共通機能の活用、分野間連携の推進、オープンデータの推進を図るとともに、制度・運用について不断の見直しを行う。

注) ①システム：デジタル庁が整備及び運用を担当するシステム(デジタル庁システム)

②システム：デジタル庁が整備を各府省と共同で推進し、運用を各府省が担当するシステム(デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム)

③システム：各府省が整備及び運用を担当するシステム(各府省システム)

Ⅲ. その他参考資料

令和4年度 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）歳出予算案の概要

1. 予算案概要

（単位：千円）

	令和3年度 予算額	令和4年度 予算案	対前年度比
政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）	11,428,047	12,399,706	971,659（8.5%）
厚生労働省 所管	8,020,456	6,794,374	/
一般会計	6,479,696	5,104,083	
労働保険特別会計	1,540,760	1,690,291	
（参考）			
統計調査関係経費	4,631,147	4,494,581	
行政情報化関係経費	3,364,471	2,277,907	
デジタル庁 所管※	3,407,591	5,605,332	
○ デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム	3,407,591	4,221,879	
○ 各府省システム	-	1,383,453	

※ 情報システムに関する予算は、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムについては令和3年度より、各府省システムについては令和4年度より、デジタル庁所管として要求することとなった。

2. 主な事業内容・システム

（厚生労働省所管）

- 統計調査関係経費
 - ・ 国民生活基礎調査（大規模調査）の実施
- 行政情報化関係経費
 - ・ 厚生労働省全体管理組織（PMO）の支援業務

（デジタル庁所管）

- デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム
 - ・ 厚生労働省LANシステム、厚生労働省統合ネットワークシステム
- 各府省システム
 - ・ 地方公共団体との連携強化に係る汎用ポータル

政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）施策照会先一覧

（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
人口動態調査 (3頁)	人口動態・保健社会統計室	企画指導係	佐藤 陽子	7466
医療施設調査 (3頁)	保健統計室	医療施設統計第一係	長澤 由香里	7520
病院報告 (4頁)	保健統計室	医療施設統計第二係	佐久間 桂子	7522
国民生活基礎調査 (5頁)	世帯統計室	(世帯票) 国民生活基礎統計第一係	輿水 麻美	7587
		(所得票、貯蓄票) 国民生活基礎統計第二係	中村 文弥	7588
		(健康票、介護票) 国民生活基礎統計第三係	藤井 奈津子	7591
社会福祉施設等調査 (6頁)	社会統計室	社会福祉施設統計係	高橋 健一郎	7552
介護サービス施設・事業所調査 (6頁)	社会統計室	介護統計第一係	千島 良久	7567
毎月勤労統計調査 (7頁)	雇用・賃金福祉統計室	毎勤調整係・企画調整係	松原 裕志	7610
労使関係総合調査 (8頁)	雇用・賃金福祉統計室	(労働組合基礎調査) 労使関係第一係	梶村 勇樹	7665
		(労使間の交渉等に関する実態調査) 労使関係第二係	伊藤 聡子	7667
労働争議統計調査 (8頁)	雇用・賃金福祉統計室	労使関係第二係	伊藤 聡子	7667
調査票情報等の適正な管理 (9頁)	統計企画調整室	登録データ係	北田 宏幸	7410
調査票情報の二次利用 (10頁)	審査解析室	統計審査第一係(厚生関係)	西山 昌宏	7347
		統計審査第二係(労働関係)	菊池 理恵子	7384
デジタル庁の設置と新重点計画の策定について (12頁)	情報化担当参事官室	企画係	松本 亜実香	8558
			清水 賢信	7429
令和4年度政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)歳出予算案の概要 (35頁)	統計・情報総務室	予算第一係	久保田 悠一	7336